

PRESS RELEASE

ネーミングライツ事業の導入および庄原市民 会館のネーミングライツパートナー募集

市の提供する新たな広告媒体として、ネーミングライツ事業を導入します。

ネーミングライツ事業とは、市が所有する施設に企業名や商品名を冠した愛称をつける権利（ネーミングライツ）を付与する代わりに、権利を取得した企業（ネーミングライツパートナー）からネーミングライツ料を支払っていただく事業です。

いただいたネーミングライツ料は、対象施設に関連する事業の財源として活用します。

ネーミングライツ事業の第一弾として、庄原市民会館のネーミングライツパートナーを募集します。

【庄原市民会館ネーミングライツパートナー募集】

- ・募集期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）から 10 月 31 日（金）午後 5 時 15 分まで
- ・愛称の使用期間 3 年以上（愛称使用開始日：令和 8 年 4 月 1 日）
- ・ネーミングライツ料希望価格 年額 88 万円以上（税込み）
- ・申込書提出先および提出方法

教育部生涯学習課文化振興係（☎0824-73-1189）へ

持参または郵送（一般書留、簡易書留、特定記録のいずれか）により提出

- ・募集要領やネーミングライツ事業の詳細は市ホームページに掲載します

https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/zaisei/cat01/post_1885.html

（「庄原 ネーミングライツ」で検索）

本件に関するお問い合わせ

【ネーミングライツ事業に関すること】

総務部財政課財政係 電話 0824-73-1129

担当者：名越 FAX 0824-72-3322

【ネーミングライツパートナーの申し込みに関すること】

総務部生涯学習課文化振興係 電話 0824-73-1189

担当者：天野 FAX 0824-73-1254